

選挙長告示

選挙会の場所及び日時

立会演説会に参加の申出のあつた候補者につ

いてその者の加わるべき立会演説会の日時等

三〇 二八、三、七八〇

◎選挙告示

一鳥取県知事の選舉の候補者としての届出

二八 定例教育委員会の招集

二九 臨時教育委員会の招集

三十 道路交通法による聽聞の実施

四一 十三年十一月鳥取県公安委員会告示第

四二 十三年十二月鳥取県公安委員会告示第

四三 十三年十二月鳥取県公安委員会告示第

四四 道路交通法による聽聞の実施

四五 人委規則

四六 議事の等級の分類の基準に関する規則の一部

四七 字の区域を変更する旨の届出

四八 肥料の分析検査の結果の概要

四九 肥料の登録の有効期間の更新

五〇 その死体又は死体の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域

五一 土地改良区の定款の変更の認可

五一 解除予定の保安林にする旨の通知

五二 土地の立入りの許可

五三 土地整理法による換地処分

五四 通警告示

五五 選挙管理委員会の招集

五六 島取県知事選挙における立会演説会の開催計画について

五六 公告

五九 消防設備士試験の合格者

六〇 理容師試験及び美容師試験の実施

六一 危険物取扱主任者試験の実施

六二 保母試験の合格者

六三 毒物劇物取扱者試験に合格した者

六四 を改正する規則

六五 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

六六 二五、号外、五九

六七 番号 件 名 発行日 号 数

六八 二七、号外、六二

六九 二八、三、七七五

七〇 二九、三、七七五

七一 二五、三、七七八

七二 二八、三、七七八

七三 二八、三、七七八

七四 二九、三、七七八

七五 二九、三、七七八

七六 二九、三、七七八

七七 二九、三、七七八

七八 二九、三、七七八

七九 二九、三、七七八

八〇 二九、三、七七八

八一 二九、三、七七八

八二 二九、三、七七八

八三 二九、三、七七八

八四 二九、三、七七八

八五 二九、三、七七八

八六 二九、三、七七八

八七 二九、三、七七八

八八 二九、三、七七八

八九 二九、三、七七八

九〇 二九、三、七七八

九一 二九、三、七七八

九二 二九、三、七七八

九三 二九、三、七七八

九四 二九、三、七七八

九五 二九、三、七七八

九六 二九、三、七七八

九七 二九、三、七七八

九八 二九、三、七七八

九九 二九、三、七七八

一〇〇 二九、三、七七八

一〇一 二九、三、七七八

一〇二 二九、三、七七八

一〇三 二九、三、七七八

一〇四 二九、三、七七八

一〇五 二九、三、七七八

一〇六 二九、三、七七八

一〇七 二九、三、七七八

一〇八 二九、三、七七八

一〇九 二九、三、七七八

一〇一〇 二九、三、七七八

一〇一一 二九、三、七七八

一〇一二 二九、三、七七八

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	格点数
硫酸アソニウム	八幡化学工業株式会社	三	○
培成りん肥	宇部興産株式会社	三	○
蒸製骨粉	関東電工株式会社	三	○
わたみ油かす粉末	根津製油株式会社	三	○
大豆油かす粉末	不二製油株式会社	三	○
なたね油かす粉末	日本興油工業株式会社	三	○
米ぬか油かす粉末	篠野食品工業株式会社	三	○
第一種複合肥料	光興業株式会社	三	○
東洋物産株式会社	神島化学工業株式会社	三	○
住友化学工業株式会社	鳥取県経農業協同組合連合会	三	○
倉吉市農業協同組合	鳥取県知事 石破二朗	三	○
計	鳥取県知事 石破二朗	四五	○

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

肥料の種類 保証票添付者 検査点数

登録番号一肥料の名称 保証成分量 生産者の住所及び氏名

鳥取県 第二六四号	丸盛なたね 複合肥料	アンモニア性窒素 水溶性加里	東伯郡東伯町筋一五七 九〇
鳥取県告示第五百十五号	第三百四十九号	第三百四十九号	第三百四十九号

鳥取県告示第五百十五号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三十条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百十八号

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて概観に供する。）

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県選舉管理委員会告示第十号

昭和四十一年第六回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県選舉管理委員長 加藤定治

選舉管理委員会告示

昭和四十一年十月四日

鳥取県選舉管理委員会委員室

土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第十二条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石破二朗

一起業者の名称 中國電力株式会社
事業の種類 電気事業

立ち入ろうとする土地の区域
吉方、立川

鳥取県選舉管理委員会告示第十一号

公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）第一百五十五条第三項の規定に基

「ア」、昭和41年10月10日に予定された予定の島取は毎年選手にはあるが、運営する組織に選手の必要があったら、だれかより選出候すに至るたる事務室をもつての改定又は他の支那の代表者やの他団体との合意を求める。

昭和41年10月10日

島取県農業委員会監理課・農業課

二 田舎 昭和41年10月6日 午後1時

三 菊池 岩泉市東町1丁目311〇番地 島取銀行内

農業課監理課貯金係風景

公 告

昭和41年8月30日(審査試験)並びに昭和41年9月13日及び14日(実技試験)に実施した前記設備土試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年10月4日

島取県知事 石 破 二 明

甲種第1類 佐藤 道 村上順一郎 大呂 隆通 渡辺 正一

甲種第2類

森本 義夫 梅原 弘吉

甲種第3類

佐々野正義

甲種第4類

甲種第5類

高橋 忠一 福田 老輔 高橋 仙治

乙種第6類

長崎 正一 森本 義夫 梅原 弘吉

中尾 助 伊田 六男 河本 光輝 吉本 武夫

中尾 克夫

花島 順一郎 山根 雄大 谷口 実 佐島洋一郎 坂出 保之

小沢 錠

黒安 隆明

黒安 隆明

高橋 忠一 福田 老輔 高橋 仙治

乙種第7類

平石 啓敏 米井 保 武田秀寿

中尾 太郎 田口 明史 河本 光輝

高橋 仙治 谷本 完一 小嶋 英雄

株式会社 米子魚市場

代表取締役 木田 正男

米子魚市場

米子市鷹町1丁目1-1四番地

第十三回

島取県魚市場の認定

昭和41年9月 1 四分之一

昭和41年8月31日㈬

昭和41年10月7日

島取県知事 石 破 二 明

米子市鷹町1丁目1-1四番地

「ア」、島取県市場条例(昭和二十五年四月島取県条例第九号)第四条第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和41年10月7日

島取県知事 石 破 二 明

米子市鷹町1丁目1-1四番地

「ア」、島取県魚市場の認定
島取県魚市場条例(昭和41年4月島取県条例第九号)第十一条の規定に基いて、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和41年10月7日

島取県知事 石 破 二 明

米子市鷹町1丁目1-1四番地

「ア」、島取県魚市場の登録
島取県魚市場条例(昭和41年4月島取県条例第九号)第十一条の規定に基いて、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和41年10月7日

島取県知事 石 破 二 明

米子市鷹町1丁目1-1四番地